

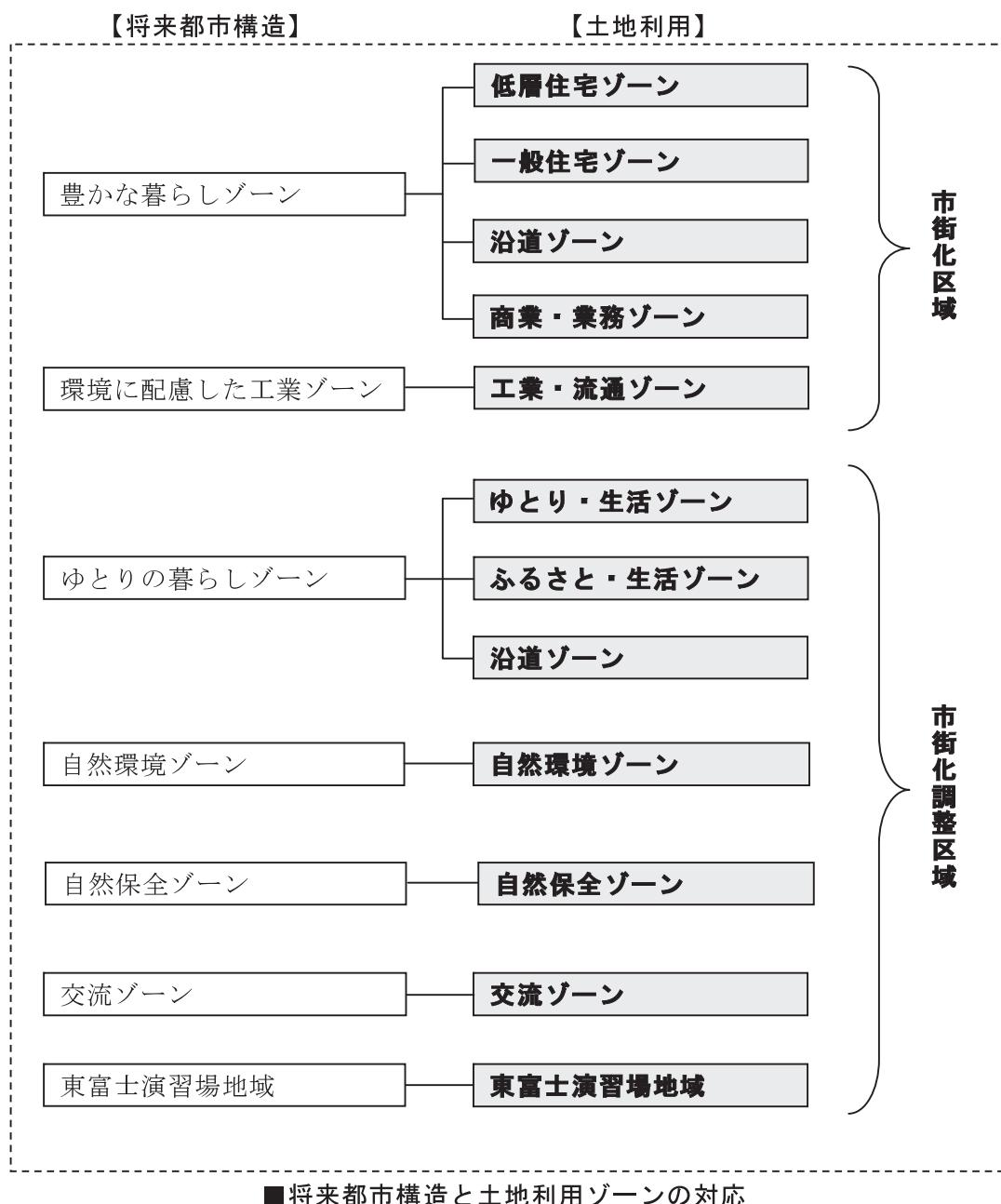


第4章 全体構想

— 第4章 全体構想 —

4-1 土地利用の方針

土地利用の方針は、線引き制度を継続して、市街化区域、市街化調整区域に区分するとともに、将来都市構造で示されたゾーンをさらに細分化し、それぞれのゾーンについて方針を明らかにします。なお、将来都市構造に示すゾーンと土地利用に示すゾーンの対応は以下のとおりです。



(1) 市街化区域

【市街化区域の土地利用の基本的な考え方】

JR御殿場駅を中心とした中心市街地は、人口減少は落ち着いたものの商業、業務等は衰退傾向にあることから、引き続き中心市街地として魅力を高めるとともに、交通拠点としての機能を高め、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

住宅地は、依然として宅地需要は高いものの道路等の基盤が不足し、煩雑な市街地が形成されていることから、土地区画整理事業等^{※1}の市街地開発事業^{※2}による手法等により都市計画道路等の整備とともに地区計画^{※3}制度等の活用により良好な居住環境を創出します。

工業地については、安定した財政基盤の確保や雇用の創出のため、道路等の基盤を充実させ、先端産業等の企業が進出しやすい環境を形成します。

1) 低層住宅ゾーン

国道138号と国道246号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部を位置づけます。

- ・戸建て住宅を主体とした低層住居を中心とし、ゆとりある居住環境を確保した市街地形成を目指します。
- ・道路などの都市基盤整備を推進し、未利用地の活用促進を図ります。
- ・地区計画等の導入により、緑豊かでうるおいのある環境を創出します。

2) 一般住宅ゾーン

低層住宅ゾーンにつながる一帯とJR富士岡駅周辺を位置づけます。

- ・中高層住宅を中心とし、良好な居住環境を備えた、利便性が高い住宅地としての市街地形成を目指します。
- ・市役所、市民会館、市立図書館等の行政施設の集積地周辺は、市民サービス機能の充実を図ります。
- ・道路などの都市基盤の整備とともに、地区計画等の導入により緑豊かでうるおいのある環境を創出します。

3) 沿道ゾーン

国道246号、138号及び環状軸の沿道を位置づけます。

- ・交通利便性を活かした沿道サービス施設等の適切な誘導を図ります。
- ・富士山にふさわしい沿道景観の形成を図ります。

※1：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業

※2：木造建築物が密集し、土地利用状況もが著しく不健全であり、災害の危険性がある地区等で、都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、あわせて道路や公園等の公共施設の整備を行う事業。

※3：地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するため、地区の目標・将来像や公共施設の整備、建築物に関する事項などを定める計画。

4) 商業・業務ゾーン

J R 御殿場駅周辺の都市的利便性に優れた地域を位置づけます。

- ・ J R 御殿場駅周辺は、引き続き交通利便性の高い地域として土地区画整理事業や街路事業等により道路・公園・広場等を整備し、併せて集客性・利便性の高い公共施設の誘致を図ります。
- ・ 交通の利便性の向上による中心市街地の活性化や、景観にすぐれた環境を創出するため、地区計画等の導入に併せて用途地域の見直しを検討します。
- ・ バリアフリー^{※1}構想を策定し、道路・建物等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。

5) 工業・流通ゾーン

原里地域から富士岡地域において工場などが集積している地域及び夏刈工業用地を位置づけます。

- ・ 利便性・生産性向上のため、環境に配慮をしつつ道路等の産業基盤施設の整備を図ります。
- ・ 富士御殿場工業団地は市街化区域への編入等を検討するほか、新たな産業立地を図るため、団地間連絡道路の整備を推進します。
- ・ 夏刈工業用地は、新東名高速道路の供用開始を視野に入れたアクセス^{※2}道路の整備を進めるとともに、市街化区域への編入に向け、地区計画制度等の活用や土地区画整理事業等の適切な開発を推進し、製造及び研究・技術開発機能に優れた企業の誘致を促進します。
- ・ 夏刈工業用地以外の工業・流通ゾーンの未利用地においても、環境に配慮した製造及び研究・技術開発機能に優れた企業の誘致を促進します。
- ・ 船窓台地区や神場南企業団地西地区等において、開発気運の高まりに合わせ、地区計画等により適切な立地誘導を検討します。

※1：障がい者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと。また障壁が取り除かれた状態。

※2：目的地へ連絡するための交通の便や手段。

(2) 市街化調整区域

【市街化調整区域の土地利用の基本的な考え方】

市街化調整区域は、市街化を抑制する地域であるものの、旧来から集落が点在し、各支所周辺においては日常的な生活圏が構成されていることから、集落の維持に配慮し、地域の活力を創出するため、農地等との調和を図りつつ、地区計画等の手法により適切な開発及び土地利用の規制・許容をするものとします。

富士箱根山系においては、引き続き良好な景観と優良な自然環境を保全するとともに、これらの資源を有効に活用し、滞在型の観光地として適切な誘導を図るものとします。

1) ゆとり・生活ゾーン

国道 246 号と（都）御殿場高根線の間の地域を位置づけます。

- 新東名高速道路の整備に伴い、（都）御殿場高根線などの幹線道路をはじめ、生活道路※1 網が整備され土地利用が促進されるとともに、移転家屋等により宅地化も進むことから、環境豊かな生活ゾーンとして形成を図ります。
- J R 南御殿場駅から県合同庁舎周辺の地域については、田園環境と業務環境が調和する生活ゾーンとして形成を図ります。

2) ふるさと・生活ゾーン

市役所各支所を中心とした集落地域を位置づけます。

- 周辺の農地や自然環境との調和を図りつつ、地域拠点を中心とした一定の集落地として居住環境を整えます。
- 地域拠点は、地域住民の日常生活やコミュニティ活動に必要な機能の維持・充実を図ります。

3) 沿道ゾーン

国道 246 号、138 号、469 号及び環状軸の沿道を位置づけます。

- 周辺の農地や生活環境に配慮し、広域的な集客を目的とした施設の適切な誘導に努めます。
- 新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ※2 周辺は、農地等の周辺環境に配慮しつつ、地域住民の合意形成を踏まえ、業務系土地利用のための基盤整備の可能性について検討をします。
- 東名高速道路御殿場インターチェンジ周辺には、道の駅機能を有する沿道サービス施設等の誘致を図ります。

※1：地域で日常生活のために使われている道路。

※2：高さが異なる 2 つの地点を結ぶ、自動車用の傾斜道路または通路。

4) 自然環境ゾーン

市内全域にわたり、生活系ゾーンの外側に大きく拡がる田園地帯を位置づけます。

- ・安定的な農業環境の創出に向けて、一団の農地の保全や、交換分合^{※1}等による農地の集約化を推進します。
- ・農地は、生態系の維持や景観形成上重要な役割を担っているので、適切に維持します。
- ・農業を始めとした自然環境に触れあうことのできる場の形成やそこに生活する人々の居住空間の創出を図っていきます。
- ・地域の活力を創出するため、農地等との調和を図りながら、優良田園住宅制度^{※2}の導入や、体験型農園などの整備を進め、交流・体験・滞在型農業の展開を推進します。

5) 自然保全ゾーン

富士山、箱根外輪山及びそのふもとに拡がる樹林地を位置づけます。

- ・水源を涵養^{※3}する水がめ機能を高め、土砂災害を防止するため森林の適正な維持・管理を進めます。
- ・国立公園及びその周辺の山林については、本市の豊かな自然環境として保全を図ります。
- ・自然の保全とともに、人々が集う憩いの場である市民の森構想を推進します。なお、推進にあたっては、自然を活かしつつ保全に配慮します。

6) 交流ゾーン

広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）の沿道を位置づけます。

- ・交流軸周辺の自然環境等の地域資源を活かした魅力的な土地利用の形成を図ります。
- ・周辺の自然景観の保全に配慮しつつ、御殿場プレミアムアウトレット、時之栖、秩父宮記念公園といった既存の観光資源との連携も視野にいれた観光・レクリエーション施設の立地を適切に誘導し、滞在型の観光客の誘致や、市民の交流施設等の整備を図ります。
- ・観光施設及び公共交通事業者などと連携し、観光客の滞留化、回遊^{※4}性の向上を図ります。
- ・市北部及び南部のスポーツ拠点については、市民や来訪者がスポーツ・レクリエーションを通じて交流できる多目的グラウンドの整備を進めます。
- ・富士山への登山者や大規模集客施設に来場する主に中国人をはじめとする外国人観光客への案内標記の充実や観光スポットへの適切な誘導を図り、本市の観光業の活性化を促進します。

7) 東富士演習場地域

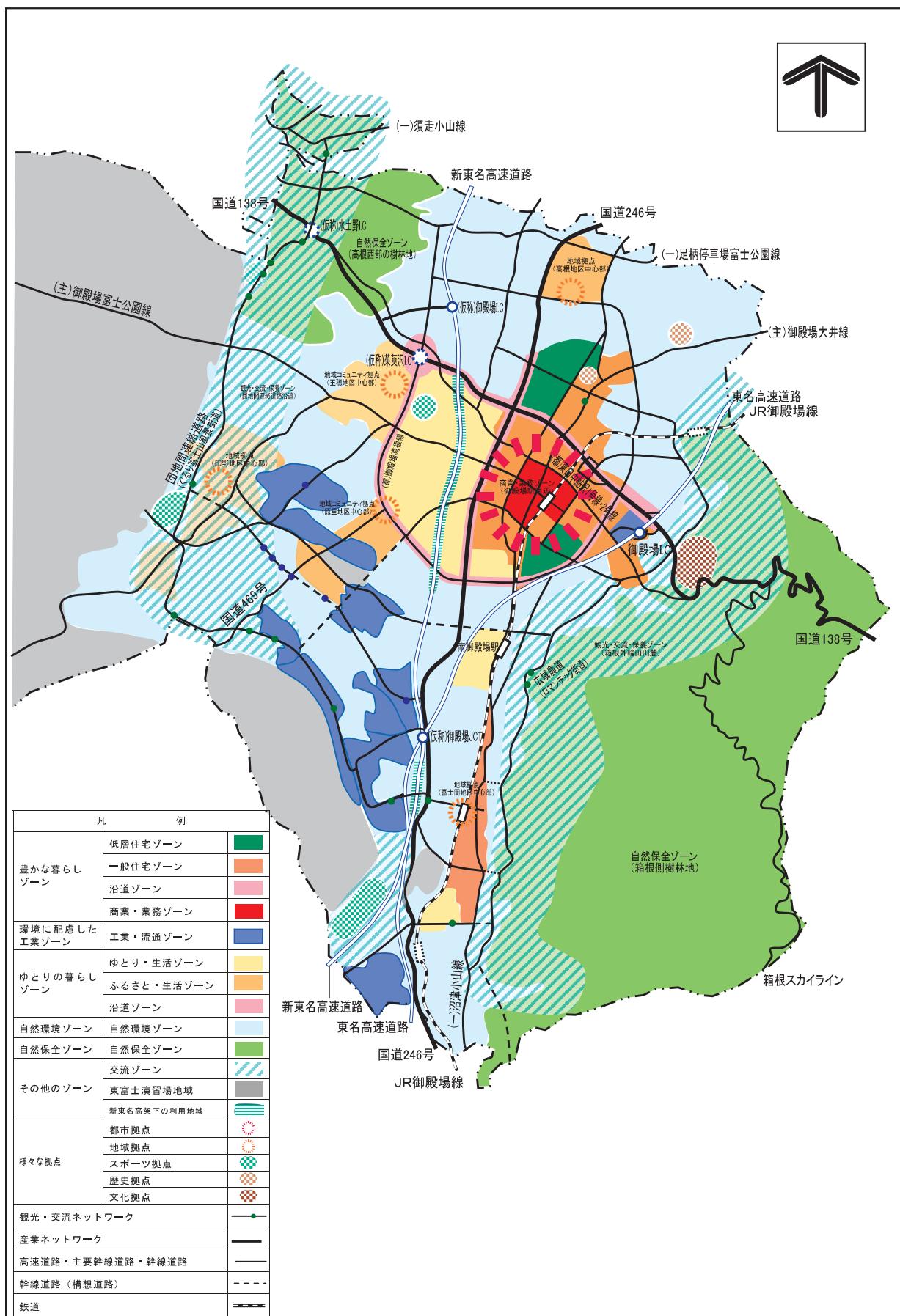
- ・東富士演習場地域は、地域と共に存共栄してきた歴史に鑑み、市民生活への影響に留意しながら、民生安定のための諸施策が講じられるよう、関係機関との協議を重ねています。

※1：分散している農地の所有権などの権利を交換し、農地を使いややすくまとめるここと。

※2：「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づく定住の促進や交流の拡大などを目的とした制度

※3：降雨・河川水などが地下浸透して水が補給されること。

※4：目的地だけで完結せずに、目的外の施設などにも立ち寄ること。



■将来土地利用方針図

4-2 施設整備の方針

1 道路整備の方針

(1) 道路整備の考え方

道路整備の方針は、高速道路、主要幹線道路、幹線道路及び生活道路などで構成します。

高速道路及び主要幹線道路は、本市と広域的な都市とを連絡する路線として、未整備区間の着実な整備と機能強化策の検討を進めます。

幹線道路は、都市拠点と地域拠点や、地域拠点間の連絡強化を推進するとともに、都市の開発状況や地域の交通事情などを勘案し整備を進めます。

生活道路は、歩行者・自転車の安全や災害に対する安全性向上に向けて、必要となる路線の整備を進めます。整備の推進にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に努めます。

(2) 道路整備方針

1) 高速道路

- 新東名高速道路は、関係機関との連携のもと、既存道路の機能回復、沿道の土地の有効利用等を図るため、側道の整備を推進するとともに、新東名高速道路の高架下の有効利用を検討し、必要となる施設の整備、促進に努めます。
- (仮称)御殿場インターチェンジの周辺は、土地利用の方針との整合を図りつつ、アクセス道路などの必要となる道路整備を推進します。
- 東名高速道路へのスマートインターチェンジ^{※1}の導入を検討します。
- 駒門パーキングエリアは、移設にあわせ機能向上のための整備を促進します。

2) 主要幹線道路

- 既に整備が完了している国道246号((都)高根富士岡線)については、適切な維持管理を推進します。
- 国道138号((都)深沢中畑線、(都)御殿場須走線)の未整備区間については、(都)御殿場高根線とのランプ化に向けた整備を検討していきます。また、特産物の販売など地域特性を活かした道の駅等の施設整備を推進します。

3) 幹線道路

- (都)御殿場高根線、(都)東部幹線、(都)高根西部幹線は、地域活性に向けて、都市拠点及び地域拠点との連絡強化を図る路線として整備を推進します。
- 市街地の幹線道路は、市民や来訪者が快適で安全に通行できるよう、歩道の連続性を確保するとともに、街路樹による緑化や無電柱化等の整備を推進します。
- 広域農道や団地間連絡道路においては、観光・レクリエーション拠点間の連携や工業・流通ゾーンへの連絡機能を担う道路として整備を促進し、主要幹線道路においては、環境負荷の少ない電気自動車の充電所の普及を図ります。

※1：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ（IC）のこと。従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

4) 生活道路

- ・駅・学校・幼稚園・保育園などの周辺において、交通弱者対策を進めるため、歩道の設置とともに舗装の改良やカラー舗装等による歩車分離を進め、交通規制などのソフト施策とあわせて、高齢者や障がい者、児童など、誰もが安心して通行できる道路空間の整備を推進します。
- ・住宅密集地における道路の改良整備を進めるとともに、舗装がされていない砂利道等の整備を推進します。
- ・通過交通ができる限り排除するような道路計画を進めるほか、交差点改良や狭い道路※¹ の拡幅などの整備を推進します。

5) その他の道路

- ・環境共生や健康増進に役立つ移動手段として自転車の利用を促進するため、交通拠点と観光施設の周辺や施設間を結ぶ沿道について、自転車ネットワークの形成や、自転車利用の普及について検討します。
- ・新東名高速道路の側道については、環境施設帯と一緒に、地域の生活道路の機能補償の側面から積極的な整備を推進します。

6) 都市計画決定路線の再評価

- ・長期にわたり都市計画決定したまま未整備となっている路線においては、社会経済状況の変動等を勘案し、路線の必要性について再検証を行い、必要に応じて廃止・変更等の検討を行います。

(3) 維持管理の方針

- ・道路整備においては、既存ストック※² の維持・活用を図るため、アセットマネジメントの導入を検討します。
- ・これまで整備してきた既存の道路等については、効率的な維持管理を推進します。
- ・既存の橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づいた適切な維持・管理・更新をしていきます。

※1：自動車のすれ違いが困難など、幅員が狭（せま）い道路。

※2：資源、資産。

■ 道路の整備状況

注)・表中には、本市の幹線道路ネットワークを形成する高速道路、主要幹線道路、幹線道路のみを示します。(主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路を示します。
・都市計画道路としての整備状況を優先しています。
・道路の位置等は4-12頁の「将来骨格道路網図」を参照のこと。

2 交通拠点の整備方針

(1) 拠点整備の考え方

広域連携軸であるJR御殿場線の御殿場駅、南御殿場駅、富士岡駅を交通拠点として位置づけるほか、地域住民の要望が多い新駅の設置について検討を進めます。

交通拠点は、広域的な本市の玄関口としての役割を担っており、特に御殿場駅は都市拠点としても位置づけられていることから、交通結節点機能のほか、商業・業務機能の向上を目指します。

整備の推進にあたっては、歩行者・自転車の安全性や利便性の向上に配慮するとともに、高齢者や障がいをもつ人などすべての人が安心して移動しやすいようユニバーサルデザインやバリアフリー化に努めます。

(2) 各拠点の整備方針

1) 御殿場駅広場

- ・御殿場駅西側については、引き続き駅前広場の交通拠点としての機能充実を図るとともに既存の商業施設の集約化などによる、魅力的な商業地への転換に向け適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・御殿場駅東側については、観光機能強化と利便性の向上に向け、駅前広場整備とともに（都）新橋深沢線及びそれらを結ぶ道路の整備を推進します。また、その沿道については、景観に配慮しつつ商業・サービス施設の立地を誘導します。

2) 南御殿場駅広場

- ・南御殿場駅は、駐輪場整備などにより駅機能を向上させ、周辺住民の利便性の向上に努めます。

3) 富士岡駅広場

- ・富士岡駅広場は、歩行者と自動車やバス等の動線が交錯していることから、カラー舗装化による歩車分離の整備など、相互の安全な交通環境に配慮した整備の推進を検討します。

4) 新駅構想

- ・時之栖、富士見原団地、御殿場プレミアムアウトレットなど、周辺の土地利用が進んでいる地域で、住民要望の高い地域については、JR新駅の設置について検討を進めます。

5) その他

- ・拠点となる施設やその周辺道路の整備にあたっては、誰もが安心して安全に移動できる施設整備に向け、バリアフリー基本構想の策定を検討します。
- ・電気自動車の充電施設の設置促進を図り、観光客の誘致と環境負荷の低減に努めます。

3 公共交通機関の整備方針

(1) 公共交通機関整備の考え方

公共交通機関は、環境負荷の低減とともに高齢者等の日常生活における移動の確保、交通混雑の緩和、中心市街地の求心力向上やまちの賑わい創出など、市民生活への様々な利点もあるため、利用促進に向け積極的な取組みを図ります。

(2) 整備方針

1) バス等

- ・運転免許証返納者や障がい者など、交通弱者を対象とした市内循環バスや医療福祉施設などの公益施設と連携した循環バスなど、日常生活の移動確保に向けたバス運行の充実に努めるとともに、交通空白地域を中心に、デマンド型交通^{※1} やフリー乗降バスについて、導入の可能性を検討します。
- ・市内の各駅から富士岡・原里地域に集積する大規模工場への工業団地循環バスのほか、既存の住宅団地からの通勤・通学バスや観光・レクリエーション施設を連絡する観光周遊バスの運行など、地域活性や魅力向上に向けた公共交通の利用施策を関係事業者と協力し検討を進めます。
- ・バス利用の促進にあたっては、地域公共交通協議会を設置するなど交通事業者と協力し、利便性の高い路線網の確保、低床バスの導入、停車施設の充実など利便性の向上に努めます。

2) 鉄道

- ・JR御殿場線は、利用者の利便性向上や地域の魅力向上に向け、電車運行本数の増加、観光列車の運行などについて交通事業者と協力し検討を進めます。
- ・地域住民の要望の高い新駅設置については、JRとの協議・検討を行います。
- ・JR御殿場線沿線の住民・自治体・交通関係者からなる法定協議会を設置し、持続可能な新しい交通体系の構築を進めます。

※1：利用者の事前予約により乗合バスや乗合タクシーによる運行を行うこと。一般的に小型車両が用いられる。



■将来骨格道路網図

4 公園・緑地の整備方針

(1) 公園・緑地の整備の考え方

公園・緑地の整備については、緑の基本計画に即した適切な整備を推進します。

潤いのある居住ゾーンや産業ゾーンの形成を図り、市民が日常生活の中で、憩い・安らぎ・遊べる場として都市公園や緑地の整備を推進します。

富士山や箱根外輪山を始めとする豊かな自然の保全を図るとともに、新たな自然の創出に努めます。

市街地においては、社寺林、農地、民有地の樹林地などの緑地の保全を図るほか、潤いのある生活空間の形成を図るため街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

また、工業地域においても、景観融和、環境保全のため工場緑化を促進します。

(2) 整備方針

1) 都市公園等の整備

- ・市民が憩い・安らぎ・遊べる場として都市公園等の整備を推進します。
- ・市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるとともに、市民の健康管理にも寄与できるよう、公園等を含めた多目的施設の整備を推進します。
- ・新東名高速道路の高架下は、公園等の整備による有効利用を促進し、コミュニティ空間の創出を図ります。

2) 市街地の緑化推進

- ・既存集落地や市街化区域内の市街地については、潤いのある居住空間の形成を図るため、緑地・広場の整備を促進します。
- ・壁面後退などにより住宅地及び商業地の緑化を図るとともに、市南西部の一団の工業地においても工場緑化を図り、新たな緑の創出を推進します。

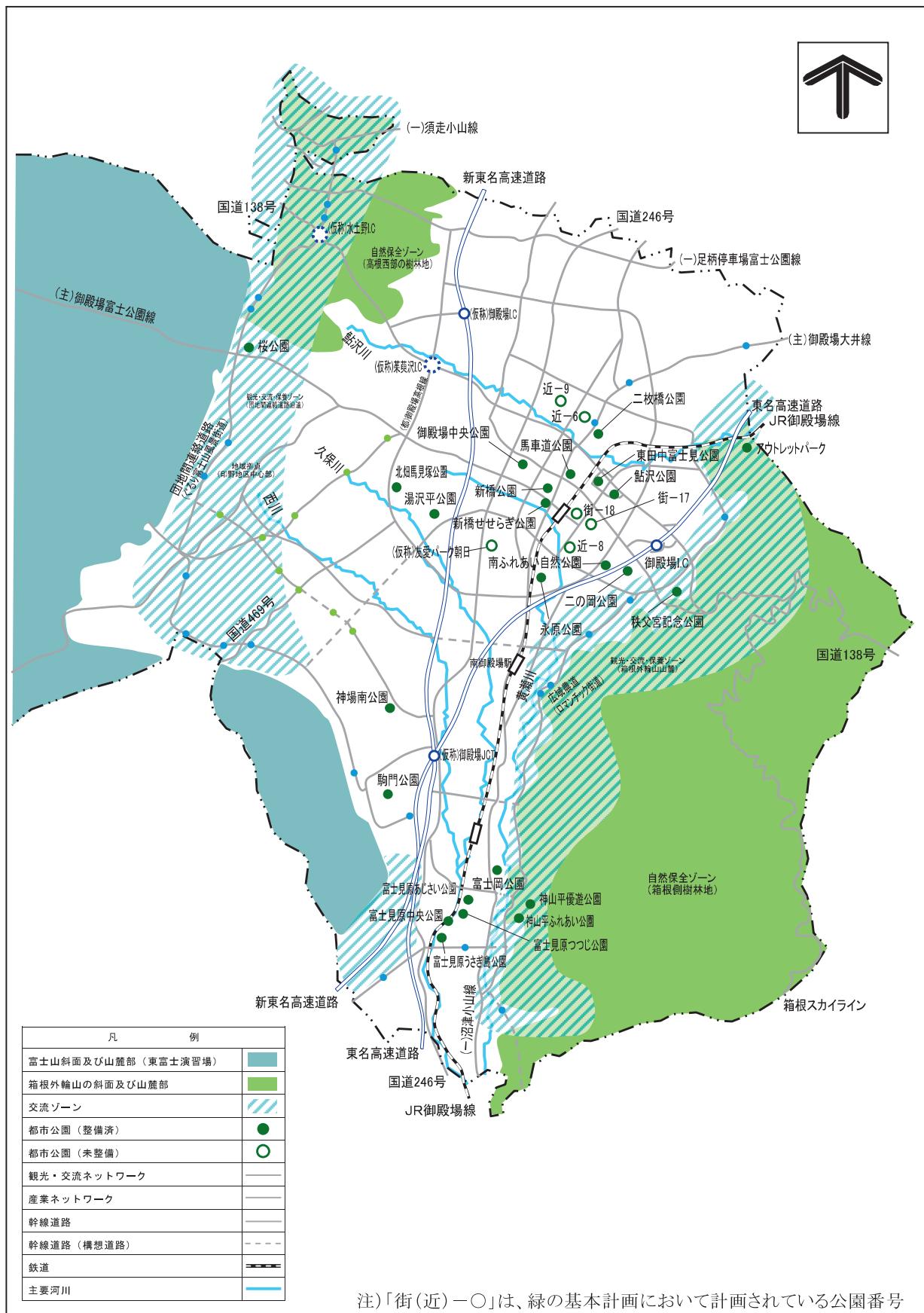
3) 富士・箱根外輪山の緑化景観形成

- ・富士山及び箱根外輪山の裾野に拡がる斜面緑地は、自然を満喫し散策できる公園・緑地として活用を検討します。また、景観的に美しく、災害にも強いとされる自然植生(混栽)へと、積極的に樹種転換を図り自然林の再生を推進します。
- ・広域農道(ロマンチック街道)や団地間連絡道路(ぐるり富士山風景街道)は、花の植樹などによる道路沿道緑化により、来訪者などに対し「もてなしの心のある道路空間」の形成を図ります。
- ・海の見える丘や五本松公園周辺においては、自然トレイル計画^{※1}にあわせ、散策道の整備などにより観光拠点の形成を図ります。

(3) 維持管理の方針

- ・公園や緑地について、アセットマネジメントの導入を図り、効率的な維持・管理・整備を推進します。
- ・公園や緑地の維持・管理については、NPOなどの市民団体におけるアダプトプログラム(里親制度)の導入などにより、新たな公による市民協働の取組みを推進します。

※1：森林などの小道を活用し、散策などを行う活動の計画。



■ 緑の配置方針図

(1) 河川・下水道の整備の考え方

河川については、浸水などの都市災害を防止するため改修を推進します。改修にあたっては、自然環境保全型や親水型など環境共生型の手法を取り入れた整備を推進します。

公共下水道については、計画決定済区域の整備を計画的に推進するとともに、公共下水道計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽などの設置を促進し、適切な維持管理を進め、生活環境の保全を図ります。

(2) 整備方針

1) 河川

- ・河川については、危険度の高い箇所、市民生活への影響の大きい箇所から優先的に整備を図っていきます。
- ・河川整備にあたっては、防災機能の向上に加え、親水機能^{※1}の整備、都市景観との調和等、河川の環境機能を高めることを目指した整備を図っていきます。
- ・整備済みの河川については、水中生物の生態系保全の観点から二次改修のあり方について研究を進めます。

2) 下水道

- ・市街地の都市基盤整備を促進するとともに、御殿場処理区の計画決定済区域及び富士岡地域の計画決定済区域の整備を推進します。
- ・河川浄化のために、上流部での集落地における公共下水道事業以外の河川浄化策として、汚水処理施設(合併処理浄化槽、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)、集落排水施設等)の整備を検討します。
- ・合併処理浄化槽の普及による浄化槽汚泥の増加に加え、施設の老朽化に対応するため、将来必要となる処理量に応じた衛生センターの整備・更新を推進します。
- ・下水道が整備された区域において、下水道施設への接続による加入率の向上に努め、河川浄化を推進します。

(3) 維持管理の方針

- ・下水道や河川に架かる橋梁については、アセットマネジメントの導入を図り、長寿命化計画を策定するなど、効率的な維持・管理・整備を推進します。

※1：豊かな自然の中で水や緑、動植物とのふれあい、やすらぎの享受など、水に親しむことのできる機能。

4-3 都市環境計画

1 都市環境形成の方針

(1) 形成の考え方

住宅環境については、低・未利用地^{※1}が残る地区において、基盤整備、地区計画制度等の活用により環境共生住宅など多様な住宅地の供給に努めます。

また、郊外の集落地については、市役所支所周辺など生活利便性が高い地域などに豊かな自然と共生した優良な住宅の整備を促進するほか、安全な居住環境に向け耐震機能の向上に向けた取組みを促進します。

公営住宅の建替にあたっては、高齢化社会などの多様な居住形態に対応した安全・快適な住宅供給を目指します。

業務・商業環境については、JR御殿場駅周辺の魅力の向上を図るとともに、新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ開設に伴うランプ周辺については、周辺の自然景観に配慮しつつ適切な土地利用のあり方について検討します。また、国道246号、138号等への沿道サービス施設等の適切な立地誘導や沿道景観の形成を図ります。

工業環境については、市街地の居住環境との共生に配慮するほか、既存工業団地の周辺において敷地外周部の修景など緑化の推進を図ります。また、産業振興に向け、敷地外周部の修景や緩衝緑地などの周辺環境との調和した新規工業用地の整備を目指します。

(2) 住宅・居住環境形成の方針

1) 住宅環境

- 市街化区域内に点在する低・未利用地については、土地区画整理事業等により、先行的に基盤整備を図り、あわせて地区計画制度等を活用することにより、良好な住宅地の供給に努めます。
- JR御殿場駅周辺の市街地等で住宅と店舗等の混在がみられる既成市街地においては、住宅と商業施設との調和を図りつつ、魅力的な住宅市街地の供給を誘導します。
- 木造住宅が密集する旧集落地の住宅については、災害時の住宅倒壊等の被害を軽減させるため、「わが家の専門家診断事業」や「御殿場市木造住宅耐震補強助成事業」など市の助成制度を活用し、個々の建物の耐震性能の向上を促進します。
- 老朽化が進んだ公営住宅については、効率的かつ円滑な更新を実現するため、公営住宅等長寿命化計画を策定し、予防保全的な維持管理の推進による長寿命化を図ります。
- 新東名高速道路や関連道路の整備に伴う移転対象者対策として、移転先の道路整備を含む地元からの意見・要望を勘案し、必要な方策を検討します。

2) 居住環境

- 狭い道路の解消や周辺と調和した緑豊かな居住環境づくりに向け、地区計画、建築協定^{※2}、緑地協定^{※3}等の検討を進めます。
- 良好な居住環境の形成に向け、建築物の不燃化、バリアフリー住宅及び環境共生住宅などの普及を推進します。

※1：市街化区域内における田・畠等で、都市的な土地利用がなされていない用地。

※2：一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

※3：都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

3) その他の施設の整備

- ・安全・安心なまちづくりを目指し、公共施設の整備改修や歩道を整備する際には、ユニバーサルデザインの導入を進めます。
- ・既存の施設の計画的な改修・整備、学校施設等の有効利用などにより、気軽にスポーツに親しめる環境を整えるとともに、利用者ニーズを把握し、施設運営などに適切に反映します。また、野球場を含めた多目的に使用できるグラウンドの整備を進めます。
- ・ユビキタス社会^{※1}の到来に対応した、情報インフラの整備を促進し、情報通信ネットワークの充実を図ります。

(3) 業務・商業環境形成の方針

1) JR御殿場駅周辺の環境

- ・都市拠点となるJR御殿場駅周辺においては、壁面緑化などにより緑に満ちた商業・業務地の形成を目指すとともに、乗換えの容易さや歩道のバリアフリー化など、環境に配慮した利便性の高い業務・商業地の形成を図ります。

2) (仮称) 御殿場インターチェンジ周辺の環境

- ・新東名高速道路の(仮称)御殿場インターチェンジ周辺は、周辺の自然環境に配慮し立地業種を規制するなど計画的な土地利用誘導を図るとともに、看板の規制、敷地の緑化、建築物の省エネやエコ対策等を促進します。

3) 幹線道路沿道の環境

- ・国道246号、138号、(都)御殿場高根線等の幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、植樹帯の設置、中央分離帯の緑化などにより、快適な道路空間の形成を図ります。また、周辺の居住環境に配慮し看板の規制、敷地の緑化を促進します。

(4) 工業環境形成の方針

1) 既存工業団地周辺の環境

- ・駒門工業団地など既存の工業地においては、公害の防止、周辺地区の環境共生に向け工業敷地外周部の緑化を促進します。また、団地内における新たな事業所の立地にあたっては、計画的な施設配置によって緑被率の高い工業地の形成を誘導します。

2) 市街地の工場等周辺の環境

- ・市街地における小規模な工場、事業所については、周辺の居住環境との共生に配慮しつつ、敷地内部の緑化や外周部の修景緑化等に向けた取り組みのほか、工業団地への集約化を検討します。

3) 新規工業団地周辺の環境

- ・産業振興に向けた夏刈地区などへの新たな工業地の形成に向け、市街地への編入と併せ地区計画等の導入により適切な誘導を図ります。また、新たな工業の立地においては、工業敷地外周部における緩衝緑地の設置などによる周辺環境との調和を図るとともに、周辺の地域住民や従業者の憩いの場となる公園緑地の整備や周辺道路の整備を推進します。

※1：あらゆるものがネットワークを構成し、誰もがいつでもどこでも自在に情報やサービスを手に入れることができる社会。

2 自然環境等の保全方針

(1) 形成の考え方

自然と市民が豊かにふれあえる共生のまちづくりを目指すため、市民・企業・行政の役割を明確化し、協働による自然環境の保全を推進します。

さらに、本市に残る風土や歴史等の地域資源については、有効な活用を図りつつ、適切な保全に努めます。

(2) 環境形成の方針

1) 富士・箱根外輪山の保全

- 富士山や箱根外輪山の森林をはじめ、市街地の林、鎮守の森などの保全に努めることにより、良好な自然景観形成を図ります。
- 市街地の外縁部に位置する富士山及び箱根外輪山の樹林地や斜面緑地などの緑は特徴的な自然であることから風致地区の指定や、都市計画制度に基づく保全制度や条例の制定等を検討します。

2) 歴史拠点の保全

- 深沢城跡等の歴史や文化を残す風景は維持・保全に努めます。
- 市街地内の寺社樹林地や小河川等については、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図ります。

3) 水辺の保全

- 河川や水路・湧水池などの保全に努めるとともに、多様な生物の生息できる親水空間を整備し、良好な水辺環境づくりを推進します。
- 一級河川である黄瀬川、久保川、西川、二級河川である鮎沢川、小山川、普通河川である小山佐野川については、市民の身近な水辺空間として利用できるよう親水空間の整備を推進します。
- 整備済みの河川については、水中生物の生態系保全の観点から二次改修のあり方について研究を進めます。

4) 農地の保全

- 農地は食料生産だけでなく、環境保全・防災機能のほか、季節の移り変わりを感じさせる景観機能も有するため、ほ場整備が完了した優良な農地を中心にその保全に努めます。
- 農地や森林の保全と維持推進を図るとともに、環境に配慮した河川や用排水路の整備、さらに演習場関連の治山治水対策事業の計画的な整備など、総合的な環境共生型の治山治水を推進していきます。
- 田園風景の保全に努めつつ、農産物の販路拡大や遊休農地^{※1}等の有効利用を図り、地産・地消を目指した活力ある農業経営を推進します。

※1：耕作がなされておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。耕作放棄地ともいわれる。

3 景観形成の方針

(1) 形成の考え方

都市景観の形成は、地域と協働した取り組みが重要であることから、景観に関する市民意識を高揚するとともに、公共事業や大規模な民間開発においては、地域住民のニーズを踏まえつつ、景観に配慮した施設整備等を進めるため、景観法^{※1}に基づく景観行政団体への早期の移行及び御殿場市景観計画の策定を目指します。

また、本市の豊かな自然環境や歴史・文化といった地域資源を活用することにより、市民、事業者及び行政等が協力し、魅力ある景観形成を進めるほか、ライトアップ等による夜間の景観形成のあり方についても検討を進めます。

特に、富士山を意識した景観形成に向けて、建築物の高さ制限や大規模建築物の景観誘導、また、富士山を借景としたビューポイントの整備を進めるほか、点在する歴史・文化資源の活用やこれと調和した周辺整備及び公共サインの普及に努めます。

(2) 景観形成の方針

1) 市街地の景観形成

- ・市街地や地域拠点周辺における住居系の地域においては、地域住民と協働し、建築物の形態や緑化など、周辺の街並みと調和した景観形成を進めます。
- ・(仮称)御殿場インターチェンジを含めて、高速道路のインターチェンジ周辺については、屋外広告物の規制や建築物の形態等の誘導を行い、都市の玄関口としての景観形成を図ります。
- ・御殿場市の景観のシンボルである富士山や箱根山系の自然と調和する良好な街並み環境を保全・創出するため、地域に適応した地区計画等の導入、無電柱化等の推進、景観に配慮した建築物の高さ制限、大規模建築物の景観誘導などを進めます。
- ・優良農地の保全、深沢城跡や御殿場市の地名の発祥地などの歴史資源の活用、中心市街地等の良好な景観形成の推進を図ります。

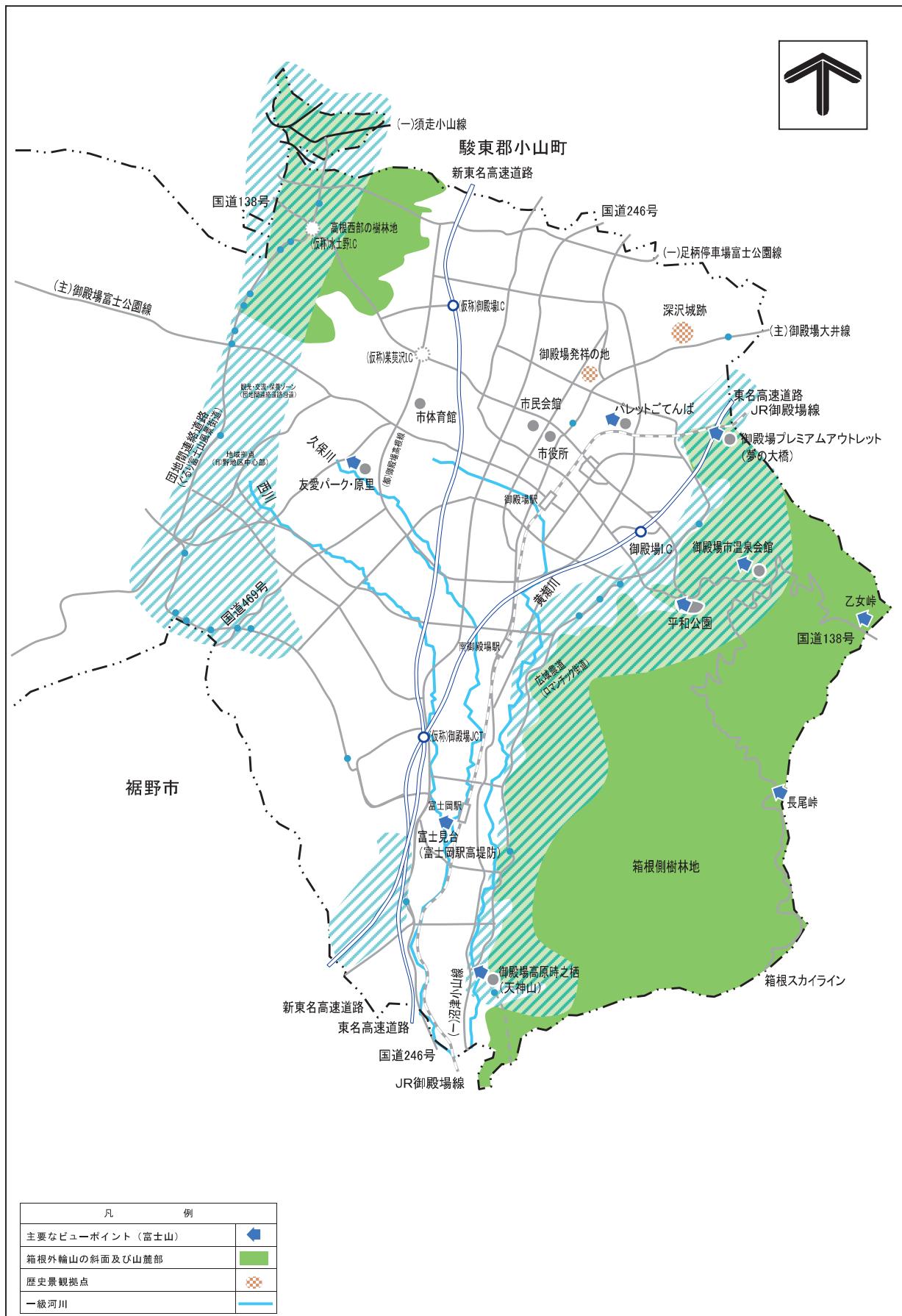
2) 自然景観形成

- ・自然環境ゾーンの広大な農地については、農業振興や地域振興を図りつつ、地域の原風景となり得る豊かな田園景観として保全を図ります。
- ・富士山等の四季折々の美しい表情を演出する本市の豊かな自然景観等を楽しむことができるビューポイントの整備や眺望景観の保全を図ります。また、それに接続する散策路の整備を進めます。
- ・広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路（ぐるり富士山風景街道）などの整備により富士山の風景を活かしたまちづくりを推進します。
- ・各拠点等から眺望される山並みや森林については、緑に包まれた本市を特徴づける景観資源であるため、風致地区の指定等により、自然景観の保全を図ります。

3) 市民意識の醸成

- ・景観まちづくりに向けた市民等の意識の醸成を様々な機会を捉えて図っていくとともに、景観まちづくりを支える様々な主体（担い手）の育成を図っていきます。
- ・良好な都市景観形成を図るため、地域住民と協力し、地区計画や建築協定等の導入を進めます。

※1：平成17年6月1日に全面施行された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにするとともに、強制力が伴う法的規制の枠組みを構築することが可能である。



■都市景観の形成方針図

4 防災環境形成の方針

(1) 形成の考え方

市内の河川の破堤による浸水被害や地滑りの発生がみられることから、河川や水路の改修、公共下水道の整備促進による浸水対策を推進します。

市街地や集落地の建物が密集する地区については、道路の拡幅や建築更新時における壁面後退などによる防火対策を推進します。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けており、最大震度6強以上となることが予想されるため、御殿場市地域防災計画及び御殿場市耐震改修促進計画に基づき、揺れによる建物の倒壊、液状化による低地への影響等に対し建物の耐震化や道路、橋、水道施設などの耐震性の向上を図ります。

(2) 防災環境形成の方針

1) 地震対策

- ・主要な道路、橋、水道施設など公共施設の強度を高め、耐震性の向上を推進します。
- ・学校施設等については、耐震性能の劣る施設の改築・耐震補強を進めます。
- ・民間のホテルや飲食店などの不特定多数の人が利用する施設についても耐震化を促進します。

2) 火山対策

- ・地域防災計画に沿った富士山に係る火山防災対策として公共施設等の安全性確保、砂防・治山施設の整備、ライフライン施設の安全性確保を推進します。

3) 豪雨対策

- ・河川・水路等の改修、公共下水道の整備を推進し浸水対策を推進します。
- ・道路、駐車場等の整備にあたっては、保水・透水性などに配慮し、豪雨災害の抑制などを図ります。
- ・土地利用指導要綱に基づく防災調整池の設置を推進します。

4) 減災対策

- ・安全な避難経路・避難所を確保し、防災マップの整備を進め市民に周知するとともに、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ・避難所における避難生活に必要な防災資機材など必需品の備蓄を行うとともに、防災倉庫などの整備を推進します。
- ・地域防災無線のデジタル電波方式化による無線設置を整備し、災害時における通信の安定性を確保することにより迅速な情報伝達を行うとともに、生活関連機関のネットワーク化や災害時要援護者支援計画に基づき、障がい者や高齢者をはじめとする災害弱者の安全確保を図ります。

5 循環型社会等の形成方針

(1) 形成の考え方

廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R（スリーアール）の推進を図り、循環型社会^{※1}を目指します。

また、廃棄物処理を総合的に行うことができるごみ処理総合施設の整備を推進します。

市民生活や事業活動における資源やエネルギー消費の抑制、環境負荷の小さいエネルギーや新しいエネルギーの利用を推進します。

(2) 循環型社会等の形成の方針

1) 発生抑制・再資源化

- ・ごみ焼却施設をはじめ、再資源化施設（リサイクルセンター）、最終処分場等の施設を集約配置し、資源循環型社会に配慮したごみ処理総合施設の整備を推進します。
- ・廃棄物等の発生抑制及び再資源化に向けて、再生可能な生物由来の有機性資源の有効利用等により、都市環境の向上を図ります。

2) 環境負荷の軽減

- ・一般廃棄物処理の基本方針となる一般廃棄物処理基本計画等にもとづき、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進等に努めます。
- ・エネルギー消費が多い施設への省エネ化事業、新施設建設時の省エネに対する配慮など、公共施設へ率先的に省エネの導入を推進し、エネルギー消費の削減に努めます。
- ・大規模な集客施設や主要幹線道路沿道においては、電気自動車の充電施設の普及を促進します。
- ・地産地消を促進し、農作物の移動距離の短縮化により、環境負荷の低減を図ります。
- ・公園事業や街路事業などで設置する防犯灯や街路灯などについては、太陽光エネルギーなどを利用した環境への負荷の少ない照明の普及に努めます。
- ・自転車専用道路の整備とともに、自転車利用普及を通じ、環境への負荷の軽減に努めます。

3) 環境意識の啓発

- ・市民生活や事業活動における環境への取り組みを促進するため、モデル事業への支援やごみ処理総合施設として環境啓発の核となるプラザ棟を整備し、環境教育の充実などを通じて環境意識の啓発に努めます。
- ・不法投棄の取締りを強化し、自然環境の保全を図ります。

※1：環境への負荷を減らすため、廃棄物を抑制し、資源の適正な循環的利用が促進され、天然資源の消費抑制によって、環境への負荷ができる限り低減される社会。